

★ 広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十号）（自然環境課）

一 改正の要旨

広島県立自然公園条例の一部改正に伴い、広島県立自然公園において、公園事業となる施設の種類及び特別地域における許可を要する行為を追加し、特別地域における許可を要しない行為を追加するとともに、野生動物の生態に影響を及ぼす行為に係る規定を新設するなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年一月一日

★ 建設工事執行規則の一部を改正する規則（規則第六十一号）（建設産業課）

一 改正の要旨

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の改正を踏まえ、危険な盛り土等の発生防止のため、建設工事請負契約書に建設発生土の搬出先に係る項目を追加するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年一月一日